

函館市訓令第1号

所 中 一 般  
関 係 各 所

函館市事務専決および代決規程（平成5年函館市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月22日

函館市長 大 泉 潤

第2条第1項第6号中「別表第1（1）の表8級の項第2号」の後ろに「および第3号」を加え、「および」を「ならびに」に改める。

第3条第15号中「不服申立て」の後ろに「（重要なものに限る。）」を加える。

第8条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定を適用する場合において、総務部危機管理監は、別表第1に掲げる部長の専決事項について、部次長を置かない部の長とみなす。

別表第1（1）の表備考第2項中「部長（」の後ろに「総務部危機管理監および」を加える。

別表第1（2）の表第1号イ、第2号イ、第3号イおよび第4号イ中「課長」を「部次長」に改め、同表備考第2項中「部長（」の後ろに「総務部危機管理監および」を加える。

別表第2中 「

部 長 〔保健所長 を除く。〕
-----------------------

」 を 「

部 長 〔総務部危機管 理監および保 健所長を除く。〕
--------------------------------------

」 に改める。

別表第3中

	(3) 例規集の編集発行			○	を
--	--------------	--	--	---	---

	(3) 例規集の編集発行			○	に
	(4) 審査請求（重要なものを除く。） （函館市情報公開条例または個人情報の保護に関する法律に係るものに限る。）に対する裁決	○			
行政改 革課	(1) 審査請求（重要なものを除く。） （函館市情報公開条例または個人情報の保護に関する法律に係るものを除く。）に対する裁決	○			

改め、同表総務部人事課の項第6号イ、第7号イおよび第8号イならびに同表備考第2項中「課長」を「部次長」に改める。

別表第4中「第11号」を「第12号」に、「第12号から第16号」を「第13号から第18号」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。